

愛川町一般廃棄物処理業 許可申請の手引き

令和2年4月

環境経済部環境課

目次

	頁
1 廃棄物とは	1
2 一般廃棄物処理業の許可について	3
(1) 業の許可制度	3
(2) 許可の区分	3
(3) 許可の基準	4
3 許可申請手続	6
(1) 申請書類	6
(2) 申請から許可証発行までの流れ	7
(3) 申請手数料	8
4 許可後の留意事項	8
(1) 実績報告書	8
(2) 業の変更許可申請	8
(3) 許可申請事項変更届	8
(4) 帳簿記載事項等	9
5 申請書等様式	10
6 申請書等の記載例	30

用語の略称

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 …「法」
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 …「令」
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 …「規則」

- ・ 愛川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 …「条例」 …… 4 1 頁参照
- ・ 愛川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則 …「条例規則」 … 4 9 頁参照

1 廃棄物とは

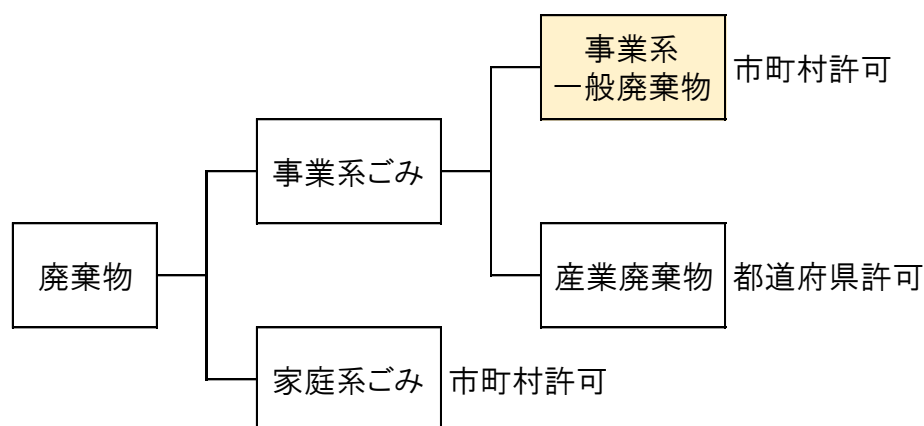
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、法という。）では、※「廃棄物」とは、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの」と定義されています。（法第2条第1項）

ただし、不要物であっても、一般的に有償で取引されるようなものは廃棄物ではありません。

これら廃棄物は「家庭系ごみ」と「事業系ごみ」に分類され、さらに「事業系ごみ」は、「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分類されます。

なお、事業系一般廃棄物は、事業活動に伴い排出される廃棄物であって、産業廃棄物に該当しないものとなります。代表的なものは、事務用の書類くずや飲食店の生ごみなどです。

事業系一般廃棄物を排出する事業者は、自らの責任においてその廃棄物を適正に処理する責務を負います。したがって事業者は、自己処分や廃棄物処理業許可業者に許可を委託することにより、排出者責任を全うしなければなりません。



事業系ごみの中でも、廃棄物処理法で定める20品目が産業廃棄物となり、産業廃棄物に該当しないものは一般廃棄物として扱われます。また、一般家庭から排出される家庭系ごみも一般廃棄物に該当します。

なお、廃棄物を分類するには、まず産業廃棄物に該当するかどうかを判断する必要があります。

※ 廃棄物とは

占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、廃棄物に該当するか否かは、占有者の意思、その性状等を総合的に勘案すべきものであって排出された時点で客観的に廃棄物として観念できるものではありません。

（昭和46年10月25日環整45号厚生省通知）

産業廃棄物一覧表

区分	種類	具体例
全ての産業種が対象	① 燃え殻	焼却炉残灰、炉清掃残さ物など
	② 汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状物、洗車場汚泥など
	③ 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、洗浄用油など
	④ 廃酸	酸性の廃液
	⑤ 廃アルカリ	アルカリ性の廃液
	⑥ 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤ含む）など合成高分子系化合物
	⑦ ゴムくず	天然ゴムくず
	⑧ 金属くず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くずなど
	⑨ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、耐火レンガくず、タイル・陶磁器くずなど、石膏ボード、コンクリート製品の製造工程からのコンクリートくず
	⑩ 鉱さい	溶解炉かす、鋳物廃砂など
	⑪ がれき類	工作物の除去に伴って生ずるコンクリートの破片、レンガの破片、アスファルトコンクリート製品、その他これに類する不要物
	⑫ ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設又は産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	⑬ 紙くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去）に係るもの 製紙業、新聞業、出版業、製本業・印刷物加工業
	⑭ 木くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去）に係るもの 木材・木製品製造業、家具製造業、輸入木材卸売業 貨物の流通のために使用したパレット
	⑮ 繊維くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去）に係るもの
	⑯ 動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業において原料とした動・植物に係る固形状の不要物
	⑰ 動物性固形不要物	と畜場でとさつ又は解体した獣畜及び食鳥処理場で食鳥処理した食鳥に係る固形状不要物
	⑱ 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛・馬・豚・にわとりなどのふん尿
	⑲ 動物の死体	畜産農業から排出される牛・馬・豚・にわとりなどの死体
	⑳ 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの	

2 一般廃棄物処理業の許可について

(1) 業の許可制度

一般廃棄物の処理は、原則的には、市町村の固有事務（法第6条の2）であり、他の者が業（処理業）として行うことは禁止されています。

この禁止された業を特定の場合にできるようにしたものが、一般廃棄物処理業の許可制度です。特定の場合とは、市町村の一般廃棄物処理計画に適合（法第7条第5項第2号）するとともに、一定の能力を有し、かつ、関係法令等で定める諸条件を満たし、町長の許可（一般廃棄物の収集・運搬及び処分）を受けた場合をいいます。

なお、許可の更新期間は令第4条の5の規定により、2年と定められています。

また、許可を受けたものは、自ら業を行うことが必要で、他人に委託したり、名義を貸すことは禁止されています。

一般廃棄物処理業の許可が不要なケース

以下のいずれかに該当する場合は、一般廃棄物の収集・運搬又は処分を業として行う場合であっても許可を要する必要はありません。

- 1 事業者自らの事業活動（造園業など）に伴って発生する一般廃棄物の収集・運搬又は処分を行う場合
- 2 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物（古紙・空きビンなど）のみの収集・運搬又は処分を業として行う場合
- 3 市町村の委託を受けて一般廃棄物の収集・運搬又は処分を業として行う場合

(2) 許可の区分

①新規許可

愛川町内において新たに収集・運搬業又は処分業をはじめる場合のほか、個人から法人に組織を変更した場合や、吸収合併等により新たな法人として業務を継承する場合などが該当します。

なお、当町では、新規業者による登録は本町処理施設及び既存の許可業者にて適正かつ安定的に収集運搬及び処分を行うことが可能であるため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の規定に基づく新規の許可は行っていない。

②更新許可

許可を取得した者は、定められた許可期間（2年間）の満了時に更新許可を受けなければ、その許可は効力を失います。

③変更許可

許可を取得した者が、許可内容を変更する場合に該当します。

(3) 許可の基準

① 共通事項

共通基準（令第3条第1号、第2号）

- ア 一般廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
- イ 収集・運搬又は処分に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- ウ 一般廃棄物の収集・運搬又は処分のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。

② 一般廃棄物収集運搬業

収集・運搬に係る基準（令第3条第1号）

- ア 一般廃棄物が飛散、流出し、また悪臭が漏れるおそれのない運搬車等の運搬施設を有すること。
- イ 積替えを行う場合には、次によること。
 - （ア） 積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、一般廃棄物の積替え場所であることの表示がされている場所で行うこと。
 - （イ） 積替え場所から一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。
 - （ウ） 積替えの場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- ウ 一般廃棄物の保管は、一般廃棄物の積替え（環境省令で定める基準に適合するものに限る。）を行う場合を除き、行ってはならないこと。

環境省令で定める積替えに係る基準（規則第1条の4）

- 1 あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。
- 2 搬入された一般廃棄物の量が、積替えの場所において適切に保管できる量を超えるものでないこと。
- 3 搬入された一般廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。

環境省令で定める積替えのための保管の場所に係る掲示板の基準（規則第 1 条の 5）

掲示板は、縦及び横それぞれ 60 センチメートル以上であり、かつ、次に掲げる事項を表示したものでなければならない。

- 1 保管する一般廃棄物の種類
- 2 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
- 3 屋外において一般廃棄物を容器に用いずに保管する場合にあっては、規則第 1 条の 6 に規定する高さのうち最高のもの

[表示例]

一般廃棄物の保管・積替え施設	
処理業者名	株式会社 ○○
連絡先	神奈川県○○
施設設置場所	愛川町○○
管理責任者	○○○○
許可の内容	収集・運搬（積替えを含む）
保管する一般廃棄物の種類	生ごみ
許可年月日	年 月 日

③一般廃棄物処分業

処分に係る基準（令第 3 条第 2 号）

ア 処分の対象となる一般廃棄物の種類に応じ、当該一般廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。

3 許可申請手続

一般廃棄物処理業にあつては、収集又は運搬を業として行う一般廃棄物収集運搬業のほか、一般廃棄物の処理を業として行う一般廃棄物処理業があります。

(1) 申請書類

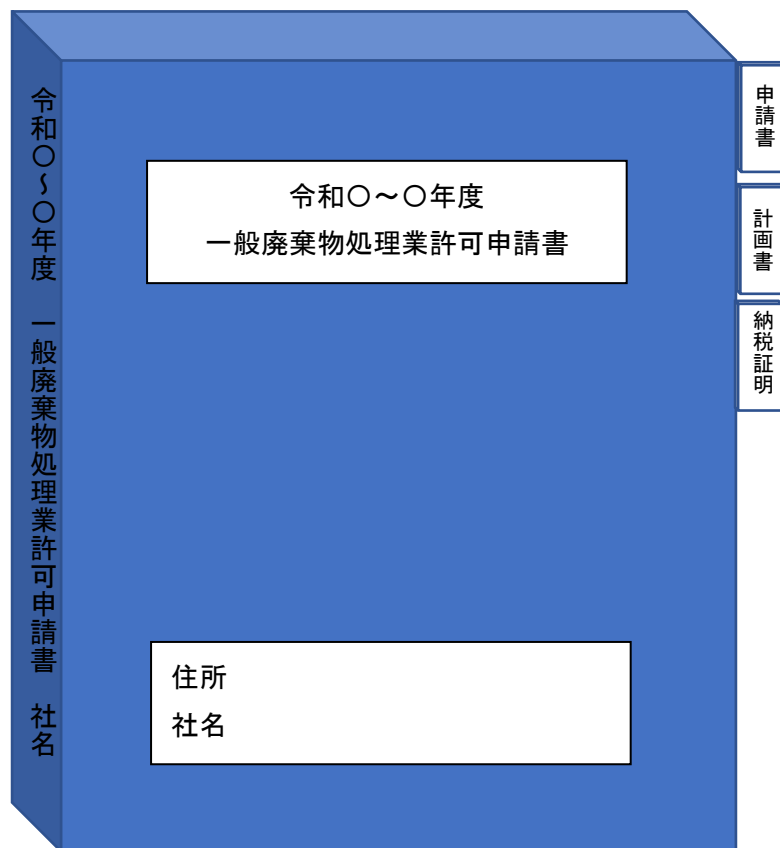
申請書類は、愛川町役場環境課で受付を行います。(申請に当たっては、事前に環境課へ連絡願います。)

許可申請時には、業の区分毎に以下の書類を提出してください。

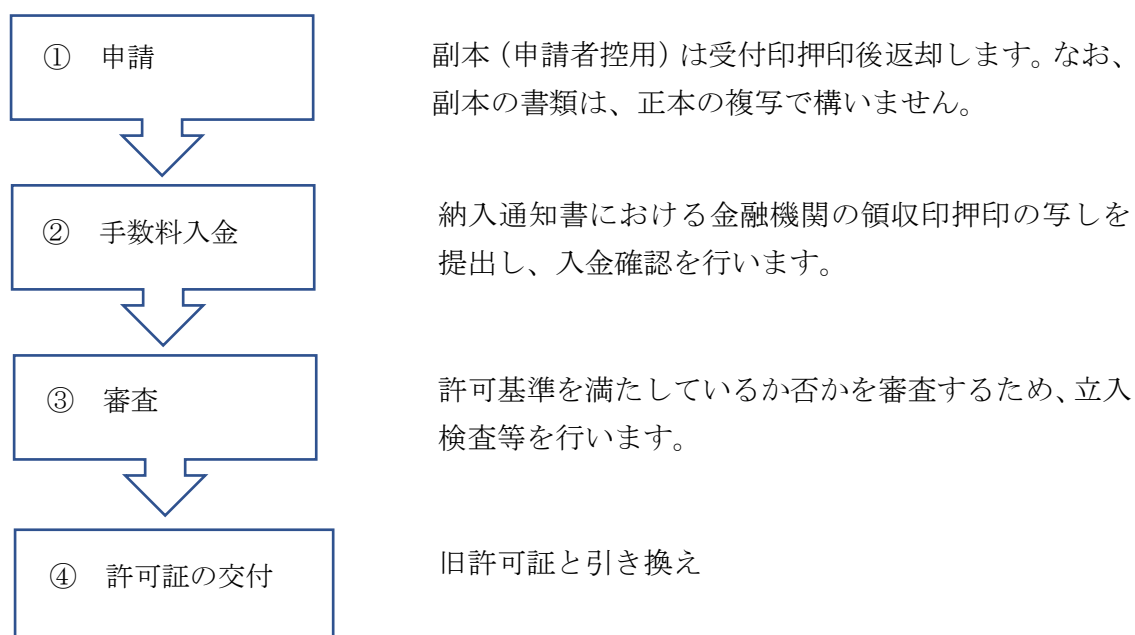
No.	申請書及び添付書類	許可更新 (収集運搬)	許可更新 (処分)
1	許可申請書(第1号様式) (変更の場合は、許可事項変更申請書又は、許可事項変更届)	○	○
2	事業計画書(搬入計画量(取扱事業所数、収集量、日量処理計画量、排出事業所)等)	○	○
3	定款又は寄付行為及び法人の登記事項証明書又は住民票の写し ①法人 定款又は寄付行為及び法人の登記事項証明書(目的欄に一般廃棄物処理業が明記されていること) ②個人 代表者の住民票	○	○
4	納税証明書 ①法人 本社及び営業所等の法人町民税及び固定資産税(土地、家屋、償却資産)・都市計画税 ②個人 代表者の個人町民税及び固定資産税(土地、家屋、償却資産)	○	○
5	申請者の印鑑登録証明書 (法人にあっては代表者の印鑑登録証明書)	○	○
6	他自治体の処理業許可状況(他自治体の許可証の写し添付)	○	○
7	履歴書等 ①法人 役員全ての履歴書及び法人の業務経歴 ②個人 代表者の履歴書		
8	申告書(廃棄物処理法第7条第5項第4号(申請者が次のいずれにも該当しないこと。))	○	○
9	従業員名簿	○	○
10	事務所(営業所)案内図		
11	土地・建物の登記簿謄本(借用の場合は、契約書の写し)		
12	保有車両・機材一覧表(全ての車両)	○	
13	車検証の写し(全ての車両)	○	
14	車両の写真(前、左横、後ろから写したもの)		
15	車両保管場所の案内図及び配置図		
16	車庫の写真(車両を駐車した状態のもの)		
17	洗車場の整備(洗車場設備を有していないときは、特定施設との契約書の写し)		
18	主要な運搬経路を示した地図		
19	排出事業所との契約書の写し、または、契約することが確実であることを証する書類 (契約者双方の所在地・店舗名・押印及び日付の入ったもの)	○	○
20	中間処分計画(処分業対象) (施設の配置図、処理能力、処理の工程、設備の仕様・図面等)		○
21	施設及び設備の写真(処分業対象)		

※ 記載事項に変更のない場合、○の記載がない箇所は省略することができます。

- ※ 公共機関の発行する証明書、登記簿謄本等は3か月以内のものを提出してください。
- ※ 申請書提出に当たっては、次のとおりファイルにとじ込み、項目ごとにインデックスを付けて提出してください。
- ※ 申請書類様式は、町ホームページからダウンロードできます。



(2) 申請から許可証発行までの流れ



(3) 申請手数料

許可申請に当たっては、条例第9条に基づき、手数料を納付する必要があります。

申請書の収受に当たり、納付書を発行しますので、手数料（現金）を用意し、役場1階の出納窓口にて納付をお願いします。

取扱区分	手数料
一般廃棄物収集運搬業許可申請	1件につき 10,000 円
一般廃棄物処分業許可申請	1件につき 10,000 円
一般廃棄物収集運搬業変更許可申請	1件につき 10,000 円
一般廃棄物処分業許可変更申請	1件につき 10,000 円
一般廃棄物収集運搬業許可証再交付申請	1件につき 3,000 円
一般廃棄物処分業許可証再交付申請	1件につき 3,000 円

※一度納付された申請手数料は、申請取り下げの場合においても返還できません。

4 許可後の留意事項

(1) 実績報告書

許可業者は、毎月10日までに前月の事業実績を「業務実績報告書（第9号様式）」により、町長へ報告しなければなりません。（条例規則第11条）

なお、当月分の取扱量がない場合においても同様の扱いとなります。（0 kgで報告してください）

(2) 業の変更許可申請

業の範囲（収集運搬、処分）を変更する場合は、事前に「一般廃棄物処理業変更許可申請書（第2号様式）」を町長へ提出し、変更許可を受けなければなりません。（条例規則第5条第2項）

(3) 許可申請事項変更届

次の場合は、「許可申請事項変更届（第3号様式）」を変更した10日以内に提出しなければなりません。（規則第2条の6第2項、条例規則第5条第3項）

なお、変更届の対象事項は次のとおり（規則第2条の6）

ア 申請者の氏名又は名称を変更したとき

イ 法人でその役員又は政令で定める使用人を変更したとき

ウ 事務所及び事業所の所在地を変更したとき

エ 事業の用に供する主要な施設並びにその設置場所及び主要な設備の構造又は規模を変更したとき

オ その他

（ア）取扱事業所が変更となった場合

（イ）収集運搬に使用する車両の追加、廃止、変更等をしたとき

(4) 帳簿記載事項等（規則第 2 条の 5）

ア 一般廃棄物の収集運搬業者の記載事項

（ア）収集又は運搬年月日

（イ）収集区域（排出事業所）又は受入先

（ウ）運搬方法及び運搬先ごとの運搬量

イ 一般廃棄物処分業者の記載事項

（ア）受入れ又は処分年月日

（イ）受け入れた場合には、受入先ごとの受入量

（ウ）処分した場合には、処分方法ごとの処分量

（エ）処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く）後の廃棄物の持出先ごとの持出量

ウ 帳簿の保存は、1 年ごとに閉鎖し、閉鎖後 5 年間事業場ごとに保存

第1号様式(その1)(第5条関係)

(一般廃棄物処理業用)

許 可 申 請 書

年 月 日

愛川町長 殿

住 所

申請者

氏 名



〔法人にあっては、主たる事務所
の所在地、名称、代表者の氏名〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条（第1項・第6項）の規定により一般廃棄物処理業の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

営業所の所在地及び名称	
営 業 の 種 類	
取扱廃棄物の種類	
収集、運搬及び処分の別	
営 業 の 地 域	
車両、船舶、器材の種類及び数量	
従 業 員 の 数	
自己処分地の有無及び所在地(処理施設)	
処 理 料 金	

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 履歴書(法人にあっては役員の名簿及び履歴書)
- 3 住民票の写し(法人にあっては定款又は寄附行為及び登記事項証明書)
- 4 申請者の印鑑証明(法人にあっては代表者の印鑑証明)
- 5 従業員名簿
- 6 事業の用に供する処理施設、車庫、保管場所、種換場、その他処理施設の構造仕様書及び設計図、附近の見取図等
- 7 その他町長が必要と認める書類

第2号様式(第5条関係)

一般廃棄物処理業変更許可申請書

年 月 日

愛川町長 殿

住 所
申請者
氏 名 ㊞

〔法人にあつては、主たる事務所
の所在地、名称、代表者の氏名〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項の規定により一般廃棄物処理業の
事業範囲の変更許可を受けたいので、次のとおり申請します。

許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 号
変更内容	事 項	
	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 理 由		
変更予定年月日		年 月 日
添 付 書 類		1 許可証 2 申請書の添付書類に記載した事項を変更したときは、その書類

第3号様式(第5条関係)

許 可 申 請 事 項 変 更 届

年 月 日

愛川町長 殿

住 所
申請者
氏 名 ⑩

〔法人にあつては、主たる事務所〕
〔の所在地、名称、代表者の氏名〕

次のとおり届け出ます。

許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 号
変更内容	事 項	
	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 理 由		
変更予定年月日		年 月 日
添 付 書 類		1 許可証 2 申請書の添付書類に記載した事項を変更したときは、その書類

第6号様式(第8条関係)

業 務 廃 止 (休 止) 届

年 月 日

愛川町長 殿

住 所

氏 名

㊞

〔法人にあつては、主たる事務所〕
〔の所在地、名称、代表者の氏名〕

年 月 日第 号で許可を受けた

を廃止(休止)したので、愛川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則
第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 の 区 分	☐ 業務の廃止 ☐ 業務の一部廃止 ☐ 業務の全部休止 ☐ 業務の一部休止
廃止(休止)した ※ 取扱廃棄物の種類	
※ 収集、運搬及び 処分の別	
※ 営 業 の 区 域	
廃止(休止)年月日	年 月 日
廃止(休止)した 理由	
そ の 他	
添 付 書 類	許 可 証

(注) ※印欄は、一般廃棄物処理業のみ記入すること

業 務 実 績 報 告 書

年 月 日

愛川町長 殿

住 所

氏 名



法人にあっては、主たる事務所
の所在地、名称、代表者の氏名

年 月の業務実績を愛川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第
11条の規定により、次のとおり報告します。

取扱廃棄物の 種 類				実働延人員				
契約事業所数				稼働延車両				
収集運搬車両 及び船舶の 保有台数	種 別	積 載 量	台 数	仕 様	備 考			
廃棄物の種類	収 集 運 搬 量	処 分 量						備 考
		自 己 施 設			愛川町 の 施 設 その他			
		焼 却	埋 立	その他	焼 却	埋 立	その他	

一般廃棄物収集運搬業に伴う事業所別収集量(令和 年 月分)

年 月 日	
住 所	
氏 名	
電 話	

法人にあっては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名

※令和 年 月分の実績を次のとおり報告します。

No.	事業所の名称	住所	電話番号	廃棄物の種類	収集・運搬量 kg	収集間隔	美化プラント 搬入日 (厚木市環境センター)	美化プラント 搬入量 (厚木市環境センター) kg	その他施設 搬入量 kg
合 計					0			0	0

事業計画書

1 事業計画の概要

各事業所から排出される一般廃棄物（可燃物）を収集運搬・処分したく計画しましたので、よろしくお願いします。

なお、本事業の実施にあたり廃棄物の減量化、再資源化に努めるとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）及び関係法令等を遵守し適正に処理いたします。

2 搬入計画量等

	処 理 計 画
(1) 取扱事業所数	
(2) 収集量（kg／月）	
(3) 資源化量（kg／月）	
(4) 搬入量（kg／月）	
(5) 処理計画日数 （日／月）	
(6) 処理計画量 （4）÷（5）（kg／日）	
(7) 処分先	

3 搬入量等内訳

No.	排出事業所	所在地	収 集 量 (kg/月)			
			種 類	収 集 量	資源化量	搬 入 量
1		TEL ()				
			小 計			
2		TEL ()				
			小 計			
3		TEL ()				
			小 計			
4		TEL ()				
			小 計			
5		TEL ()				
			小 計			
6		TEL ()				
			小 計			
7		TEL ()				
			小 計			
			合 計			

他自治体の許可状況

自治体名	許可年月日 (許可番号)	許可内容

※ 許可状況は、申請中も含みます。

なお、許可を取得している場合は、許可証の写しを添付すること。

履 歴 書

令和 年 月 日

フリガナ		男 ・ 女
氏 名		印
生 年 月 日		本 籍
年 月 日 生		都 ・ 道 府 ・ 県
フリガナ		電話番号
現 住 所 番地		() —
フリガナ		電話番号
連 絡 先 (現住所以外に必要とする場合)		() —
年	日	学歴・職歴 (各別にまとめて書く)
賞 罰		

申 告 書

令和 年 月 日

愛 川 町 長 殿

私は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第7条第5項第4号に該当していないことを申告します。

住 所

氏 名

印

(法人あつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

氏 名 (代表者、役員、政令使用人)	役 職 名	住 所

* 営業に関し、成年者と同一の能力を有しない未成年者又は法人である場合には、その代理人又はその役員を含む。

役 員 名 簿

No.	役 職 名	氏 名	住 所	生 年 月 日
備 考				

従 業 員 名 簿（業務に従事する者に限る）

No.	氏 名	職 種	住 所	雇 用 年月日	免許等
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

保有車両・器材一覧表

[illegible]

車 両 写 真 添 付 書

保有車両 No.	
車 種	
積 載 量	
車 両 番 号	
前	(添 付)

左 横	(添 付)
後	(添 付)

車庫の写真添付書

所 在 地	
(添 付)	
(添 付)	

洗車場設備写真添付書

所在地	
(添付)	
(添付)	

中 間 処 分 計 画

1 設 置 場 所	
2 地 目	
3 用 途 指 定	
4 地権者との契約	
5 施設の種類及び能力	面積 m ²
6 処理の方式	
7 処理する廃棄物の種類・量	
8 施設付近の状況	①設置場所の現況 ②付近の土地利用状況 ③付近住宅との関係 ④搬入路の状況
9 処理施設、機器の整備計画	
10 中間処分の方法	

11 中間処分後の 廃棄物処分方法	
12 関係法令等	
13 電源等の状況	
14 営業時間 (施設の稼働時間)	～ (時間)
15 汚水処理対策	処理設備設置の有無 有 ・ 無 (設備) (能力) 処理管理体制
16 排気処理対策	処理対策の有無 有 ・ 無
17 防火対策	消化設備等の有無 有 ・ 無 管理対策
18 防災対策	対策の有無 有 ・ 無
19 防臭対策	対策の有無 有 ・ 無
20 騒音振動対策	対策の有無 有 ・ 無
21 事故防止対策	対策の有無 有 ・ 無

記 載 例

第1号様式(その1)(第5条関係)

(一般廃棄物処理業用)

許 可 申 請 書

年 月 日

愛川町長 殿

住 所

申請者

氏 名

㊞

〔法人にあっては、主たる事務所
の所在地、名称、代表者の氏名〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条(第1項・第6項)の規定により一般廃棄物処理業の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

営業所の所在地及び名称	愛川町角田〇〇〇番地 【町内の住所：条例施行規則第6条第1項(1)】
営 業 の 種 類	一般廃棄物処理業
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物（ごみ）【一般廃棄物（〇〇〇）←品目限定の場合】
収集、運搬及び処分の別	収集運搬 【収集運搬又は処分】
営 業 の 地 域	愛川町内【必ず愛川町内が含まれていること】
車両、船舶、器材の種類及び数量	トラック 〇台【町内収集運搬で使用する車両全部】 破砕機 〇台【処分業では使用する機材】
従 業 員 の 数	20名【〇〇名と記入】
自己処分地の有無及び所在地(処理施設)	有 【有無を記入し、有の場合は所在地記入】 無
処 理 料 金	愛川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第9条の規定に準ずる

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 履歴書(法人にあっては役員の名簿及び履歴書)
- 3 住民票の写し(法人にあっては定款又は寄附行為及び登記事項証明書)
- 4 申請者の印鑑証明(法人にあっては代表者の印鑑証明)
- 5 従業員名簿
- 6 事業の用に供する処理施設、車庫、保管場所、種換場、その他処理施設の構造仕様書及び設計図、附近の見取図等
- 7 その他町長が必要と認める書類

記 載 例

第2号様式(第5条関係)

一般廃棄物処理業変更許可申請書

年 月 日

愛川町長 殿

住 所
申請者
氏 名 ㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所
の所在地、名称、代表者の氏名 〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項の規定により一般廃棄物処理業の事業範囲の変更許可を受けたいので、次のとおり申請します。

許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 号
変更内容	事 項	営業所の変更
	変 更 前	愛川町角田〇〇〇〇
	変 更 後	愛川町中津△△△△
変 更 理 由		営業所の賃貸借契約期間満了のため
変更予定年月日		年 月 日
添 付 書 類		1 許可証 2 申請書の添付書類に記載した事項を変更したときは、その書類

記 載 例

第3号様式(第5条関係)

許 可 申 請 事 項 変 更 届

年 月 日

愛川町長 殿

住 所
申請者
氏 名 ⑩

〔法人にあっては、主たる事務所
の所在地、名称、代表者の氏名〕

次のとおり届け出ます。

許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 号
変 更 内 容	事 項	役員の変更
	変 更 前	代表取締役 ○○ ○○
	変 更 後	代表取締役 △△ △△
変 更 理 由		株主総会決議によるため
変更予定年月日		年 月 日
添 付 書 類		1 許可証 2 申請書の添付書類に記載した事項を変更したときは、その書類

記 載 例

第6号様式(第8条関係)

業 務 廃 止 (休 止) 届

年 月 日

愛川町長 殿

住 所

氏 名

㊞

〔法人にあつては、主たる事務所〕
〔の所在地、名称、代表者の氏名〕

年 月 日第 号で許可を受けた

を廃止(休止)したので、愛川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則
第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 の 区 分	☐ 業務の廃止 ☐ 業務の一部廃止 ☐ 業務の全部休止 ☒ 業務の一部休止
※ 取扱廃棄物の種類 廃止(休止)した	剪定枝
※ 収集、運搬及び 処分の別	処分業
※ 営 業 の 区 域	愛川町内
廃止(休止)年月日	年 月 日
廃 止 (休 止) した 理 由	破砕機設備の更新に伴い、設備更新期間中は、剪定枝を処理することが不可能なため。
そ の 他	
添 付 書 類	許 可 証

(注) ※印欄は、一般廃棄物処理業のみ記入すること

記 載 例

第9号様式(その1)(第11条関係)

(一般廃棄物処理業用)

業 務 実 績 報 告 書

年 月 日

愛川町長 殿

住 所

氏 名



法人にあっては、主たる事務所
の所在地、名称、代表者の氏名

年 月の業務実績を愛川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第
11条の規定により、次のとおり報告します。

取扱廃棄物の 種 類	一般廃棄物		実働延人員		〇名			
契約事業所数	〇〇		稼働延車両		〇台			
収集運搬車両 及び船舶の 保有台数	種 別	積 載 量	台 数	仕 様	備 考			
	普通	〇〇kg	〇台	塵芥車				
廃棄物の種類	収 集 運 搬 量	処 分 量						備 考
		自 己 施 設			愛川町 の 施 設 その他			
		焼 却	埋 立	その他	焼 却	埋 立	その他	
生ごみ	〇〇kg				〇kg			
木くず	無							

一般廃棄物収集運搬業に伴う事業所別収集量(令和 年 月分)

令和 年 月 日	
住 所	〇〇 〇〇
氏 名	株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇
電 話	

法人にあっては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名

※令和 年 月分の実績を次のとおり報告します。

No.	事業所の名称	住所	電話番号	廃棄物の種類	収集・運搬量 kg	収集間隔	美化プラント 搬入日 (厚木市環境センター) 日	美化プラント 搬入量 (厚木市環境センター) kg	その他施設 搬入量 kg
1	〇〇 愛川店	中津〇〇-〇	285-xx-xxxx	生ごみ・紙くず 他	1,000	3回/週	12	850	150
2	xx株式会社 愛川支店	半原〇〇-〇	281-xx-xxxx	生ごみ・紙くず 他	520	3回/週	12	400	120
3	スーパ-〇〇	角田〇〇-〇	286-xx-xxxx	生ごみ・紙くず 他	2,500	6回/週	24	2,500	0
合 計					4,020			3,750	270

事業計画書

1 事業計画の概要

各事業所から排出される一般廃棄物（可燃物）を収集運搬・処分したく計画しましたので、よろしくお願いします。

なお、本事業の実施にあたり廃棄物の減量化、再資源化に努めるとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）及び関係法令等を遵守し適正に処理いたします。

2 搬入計画量等

	処 理 計 画
(1) 取扱事業所数	〇〇
(2) 収集量（kg／月）	〇〇〇〇 k g
(3) 資源化量（kg／月）	〇〇〇〇 k g
(4) 搬入量（kg／月）	〇〇〇〇 k g
(5) 処理計画日数 （日／月）	2 5 日／月
(6) 処理計画量 (4)÷(5)（kg／日）	〇〇〇〇 k g
(7) 処分先	〇〇〇〇

3 搬入量等内訳

No.	排出事業所	所在地	収 集 量 (kg/月)			
			種 類	収 集 量	資源化量	搬 入 量
1	〇〇 愛川店	愛川町中津〇〇－〇 TEL 046(285)××××				
			小 計			
2	××株式会社 愛川支店	愛川町半原〇〇－〇 TEL 046(281)××××				
			小 計			
3	スーパー〇〇	愛川町角田〇〇－〇 TEL 046(286)××××				
			小 計			
4		TEL ()				
			小 計			
5		TEL ()				
			小 計			
6		TEL ()				
			小 計			
7		TEL ()				
			小 計			
			合 計			

記 載 例

他自治体の許可状況

自治体名	許可年月日 (許可番号)	許可内容
厚木市	令和〇年〇月〇日 〇〇第〇号	収集運搬
相模原市	令和〇年〇月〇日 〇〇第〇号	収集運搬
厚木市	令和〇年〇月〇日 〇〇第〇号	処分

※ 許可状況は、申請中も含みます。

なお、許可を取得している場合は、許可証の写しを添付すること。

中 間 処 分 計 画

1 設 置 場 所	愛川町中津〇〇番地
2 地 目	雑種地
3 用 途 指 定	工業専用地域
4 地権者との契約	賃貸
5 施設の種類及び能力	一般廃棄物処理施設 面積〇〇〇㎡ 破砕機 〇基 処理能力 〇 t / 日
6 処理の方式	破砕
7 処理する廃棄物の種類・量	一般廃棄物（木くず） 処理量〇 t / 日
8 施設付近の状況	①設置場所の現況 当社施設 ②付近の土地利用状況 工場、会社倉庫、駐車場等 ③付近住宅との関係 宅地なし、良好等 ④搬入路の状況 別紙（搬入路）添付
9 処理施設、機器の整備計画	関係法令に基づく測定業務を行うほか、定期点検等を履行し適正な維持管理に努める。
10 中間処分の方法	別紙添付

12 中間処分後の 廃棄物処分方法	別紙添付
12 関係法令等	廃棄物処理法、都市計画法、消防法、水質汚濁防止法、悪臭防止法等 神奈川県生活環境の保全等に関する条例、 愛川町廃棄物処理条例
13 電源等の状況	東京電力による供給
14 営業時間 (施設の稼働時間)	8 : 30 ~ 17 : 15 (7.45 時間)
16 污水处理対策	処理設備設置の有無 有 ・ ☒ 無 (設備) (能力) 処理管理体制
16 排気処理対策	処理対策の有無 有 ・ ☒ 無
17 防火対策	消化設備等の有無 ☒ 有 ・ 無 管理対策 屋内消火栓設置
18 防災対策	対策の有無 ☒ 有 ・ 無
19 防臭対策	対策の有無 ☒ 有 ・ 無 脱臭機設置
20 騒音振動対策	対策の有無 ☒ 有 ・ 無 年1回測定
21 事故防止対策	対策の有無 ☒ 有 ・ 無 安全マニュアルの作成及び教育訓練の実施

昭和47年3月30日

条例第20号

(趣旨)

第1条 この条例は、法令に定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)及び浄化槽法(昭和58年法律第43号)の例による。

(一般廃棄物の処理計画)

第3条 法第6条第1項の規定により、町が定める一般廃棄物の処理計画は、町長が区域、種類並びに収集及び処分の方法を定め、告示その他の方法により町民に知らせなければならない。

2 前項の計画に大きな変更を生じた場合は、その都度告示その他の方法により町民に知らせなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を単独に、又は他の事業者と共同して自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等により、その減量化を図るとともに物の製造、加工、販売等に係る製品、容器等が廃棄物となった場合は、その回収等に努めなければならない。

(占有者等の協力義務)

第5条 土地若しくは建物の占有者(占有者がいない場合には管理者とする。)又は事業者(以下「占有者等」という。)は、その土地若しくは建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物を自ら処分するよう努めるとともに、自ら処分できない一般廃棄物については、種類ごとに各別の容器に収納し、所定の場所に持ち出す等町が行う収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

2 占有者等は、前項に規定する容器に、次に掲げる廃棄物を混入してはならない。

(1) 有毒性物質を含むもの

(2) 著しく悪臭を発するもの

(3) 危険性のあるもの

(4) 容積又は重量の著しく大きいもの

(5) 前各号に定めるもののほか、生活環境の保全上特に適正な処理を必要とするもの及び町が行う収集、運搬及び処分に支障を及ぼすおそれのあるもの

3 占有者等は、一般廃棄物を町の処理施設へ搬入しようとする場合は、あらかじめ町長に届け出なければならない。

(一般廃棄物の自己処理の基準)

第6条 占有者等は、一般廃棄物を自ら処分するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第3条又は第4条の2に定める基準に従い処分しなければならない。

(一般家庭から排出された一般廃棄物の所有権)

第6条の2 第3条の規定により町が定めた一般廃棄物の処理計画に従って一般家庭から一般廃棄物を排出する所定の場所に排出された規則で定める一般廃棄物の所有権は、愛川町に帰属するものとする。

(持ち去りの禁止)

第6条の3 町長が指定するもの以外のものは、前条の規則で定める一般廃棄物を持ち去ってはならない。

(報告の聴取等)

第7条 町長は、廃棄物の適正な処理を確保するため必要があると認めるときは、占有者等に対し、その廃棄物の処理に関する報告を求め、又は指示することができる。

(一般廃棄物等処理の委託)

第8条 法第6条の2第1項の規定により、町が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分並びに浄化槽清掃は、政令第4条の規定により町長が必要と認める範囲内で委託することができる。

(生活環境影響調査結果の縦覧等の対象施設)

第8条の2 法第9条の3第2項(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定による同条第1項に規定する調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類(以下「調査書」という。)の公衆への縦覧及び生活環境の保全上の見地からの意見書(以下「意見書」という。)を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設(以下「対象施設」という。)の種類は、次のとおりとする。

(1) 政令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設

(2) 政令第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場

(縦覧の期間及び場所)

第8条の3 町長は、対象施設に係る生活環境影響調査を行ったときは、調査書を縦覧に供する旨を告示し、告示の日の翌日から起算して30日間、当該告示により指定する場所において、当該調査書を縦覧に供するものとする。

(意見書の提出先及び提出期限)

第8条の4 前条の規定により町長が調査書を縦覧に供したときは、当該縦覧の対象施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して14日を経過する日までに意見書を町長に提出することができる。

(環境影響評価との関係)

第8条の5 対象施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法(平成9年法律第81号)又は神奈川県環境影響評価条例(昭和55年神奈川県条例第36号)に基づく環境影響評価(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、前2条に規定する手続を経たものとみなす。

(他の市町村の長との協議)

第8条の6 町長は、生活環境影響調査を実施した地域に他の市町村の区域が含まれる場合には、当該市町村の長に対し調査書の写しを送付し、当該調査書の縦覧及び意見書を提出する機会の付与の手続の実施について協議するものとする。

(一般廃棄物処理手数料)

第9条 一般廃棄物等の処理手数料は、別表第1に掲げる額とする。

2 前項の手数料の基礎となる数量及び人員は、町長の認定するところによる。

3 特別の取扱いを要する場合、又は処理作業が困難な場合は、第1項の手数料の5割以内の額を加算することができる。

4 町長は、生活保護法(昭和25年法律第144号)により、生活扶助を受けている者又は天災その他特別の理由があると認めるときは、第1項及び前項に定める手数料を減免することができる。

5 その他手数料の徴収に関し、必要な事項は、規則で定める。

(一般廃棄物収集運搬業等の許可申請手数料等)

第10条 法第7条第1項若しくは第6項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業(以下「一般廃棄物収集運搬業等」という。)の許可を受けようとする者、浄化槽法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者、法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業等の事業範囲の変更の許可を受けようとする者又はこれらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするものは、申請の際、別表第2に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

(技術管理者の資格)

第10条の2 法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)

(2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者

(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。次号において同じ。)の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 学校教育法による大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(愛川町廃棄物対策審議会)

第11条 廃棄物の減量、適正処理に関する事項その他町長が必要と認める事項について、町長の諮問に応じ、調査及び審議するため、愛川町廃棄物対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員17人以内をもって組織する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

4 委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

(他の条例の廃止)

2 愛川町清掃条例(昭和39年愛川町条例第37号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に旧条例の規定に基づきなされている行為で、現に効力を有するものは、この条例の相当規定によりなされた行為とみなす。

附 則(昭和49年3月30日条例第35号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和51年3月30日条例第29号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和52年9月30日条例第17号)

この条例は、昭和52年10月1日から施行する。

附 則(昭和54年3月30日条例第25号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和58年3月30日条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に申込みをしているものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(昭和60年12月16日条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(愛川町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

2 愛川町職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和30年愛川町条例第45号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(愛川町下水道条例の一部改正)

3 愛川町下水道条例(昭和50年愛川町条例第8号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成2年3月30日条例第8号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成4年3月25日条例第11号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成5年3月25日条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

(愛川町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 愛川町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年愛川町条例第24号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成8年3月28日条例第5号)

1 この条例は、平成8年10月1日から施行する。

2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の一般廃棄物の処理に係る手数料について適用し、同日前の一般廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成9年3月28日条例第3号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して10月を超えない範囲内において規則で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

(平成9年規則第9号で平成9年12月1日から施行)

附 則(平成11年3月30日条例第5号)抄

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年6月30日条例第16号)

この条例は、平成11年8月1日から施行する。

附 則(平成12年3月30日条例第10号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月20日条例第23号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年12月19日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年12月20日条例第25号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年9月20日条例第37号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成19年3月26日条例第9号)

この条例は、平成19年7月1日から施行する。

附 則(平成20年3月27日条例第10号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月30日条例第7号)

この条例は、平成22年7月1日から施行する。

附 則(平成23年3月30日条例第3号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年12月18日条例第16号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月28日条例第6号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月29日条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の一般廃棄物の処理に係る手数料について適用し、同日前の一般廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の別表第2の規定は、施行日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月27日条例第8号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1(第9条関係)

種別	取扱区分	手数料
し尿	1 定額料金(一般世帯) 1人当たり月額	120円
	2 従量料金(前号の算定基準によるこ とが著しく実情にそわないと町長が 認めるもの) 36リットルにつき	120円
	3 特別料金 浸水等により定額料金 を徴収することが不適当と認める場 合は、従量料金を徴収することがで きる。	

浄化槽	1 1.0立方メートルまで	4,550円
	2 1.0立方メートルを超え1.5立方メートルまで	6,175円
	3 1.5立方メートルを超え2.0立方メートルまで	8,125円
	4 2.0立方メートルを超え2.5立方メートルまで	10,075円
	5 2.5立方メートルを超え3.0立方メートルまで	12,187円
	6 3.0立方メートルを超えるもの (1) バッキ式浄化槽については、0.5立方メートルごとに (2) 腐敗式浄化槽については、1.0立方メートルごとに	2,437円 5,687円
	7 余剰汚泥 36リットルにつき	120円
汚水	家庭雑排水18リットルにつき	20円
事業活動に伴って生ずる一般廃棄物	町長の指定する施設へ搬入するとき。	1キログラムにつき 25円
特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物のうち、同法第9条に規定するもの以外のもの。ただし、同法第19条の料金の支払いがされたものに限る。	1 町が収集し、運搬し、及び保管するとき。	1個につき 1,500円
	2 町長の指定する施設へ搬入するとき。	1個につき 1,100円
特定家庭用機器廃棄物以外の一般家庭から排出される粗大ごみ	1 町が収集し、運搬し、及び処分するとき。	1個につき 500円
	2 町長の指定する施設へ搬入するとき。	1個につき 100円
一般家庭から排出される処理困難廃棄物	町長の指定する施設へ搬入するとき。	自動車(原動機付自転車を含む。)用タイヤ1本につき 500円 自動車(原動機付自転車を含む。)用バッテリー1個につき 100円
前記以外の一般廃棄物	1 町が収集し、運搬し、及び処分するとき。	1キログラムにつき 12円
	2 町長の指定する施設へ1日100キロ	100キログラムを超える1

	グラム以上のものを搬入するとき。 3 前2号の算定基準によることが著しく実情にそわないと町長が認めるとき。	キログラムにつき 2円 1立方メートルにつき 300円
--	--	--------------------------------

備考

- 1 し尿の項中の従量料金及び浄化槽の項中の余剰汚泥料金の算定基準の基礎となる数量が、36リットル未満のとき、又はその数量に36リットル未満の端数があるときは、その数量を36リットルとして計算する。
- 2 汚水の項、家庭雑排水料金の算定基準の基礎となる数量が、18リットル未満のとき、又はその数量に18リットル未満の端数があるときは、その数量を18リットルとして計算する。
- 3 事業活動に伴って生ずる一般廃棄物及び前記以外の一般廃棄物の項の手数料の算定基準の基礎となる数量が、1キログラム若しくは1立方メートル未満のとき、又はその数量に1キログラム若しくは1立方メートル未満の端数があるときは、その数量を1キログラム又は1立方メートルとして計算する。

別表第2(第10条関係)

取扱区分	手数料
1 一般廃棄物収集運搬業許可申請	1件につき 10,000円
2 一般廃棄物処分業許可申請	1件につき 10,000円
3 浄化槽清掃業許可申請	1件につき 10,000円
4 一般廃棄物収集運搬業変更許可申請	1件につき 10,000円
5 一般廃棄物処分業変更許可申請	1件につき 10,000円
6 一般廃棄物収集運搬業許可証再交付申請	1件につき 3,000円
7 一般廃棄物処分業許可証再交付申請	1件につき 3,000円
8 浄化槽清掃業許可証再交付申請	1件につき 3,000円

昭和63年8月1日

規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)、浄化槽法(昭和58年法律第43号)及び愛川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和46年愛川町条例第20号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法、浄化槽法及び条例の例による。

(一般廃棄物の新規処理の申込み等)

第3条 占有者等は、一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥は除く。この条において同じ。)の処理を新たに受けようとするとき又は条例第5条第3項の規定により一般廃棄物を町の処理施設へ搬入するときは、あらかじめ、口頭により町長に申し込まなければならない。

2 し尿の収集及び浄化槽の清掃を新たに受けようとする者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第4章の規定による届出によりその旨を町長に届け出なければならない。

(条例第6条の2の規則で定める一般廃棄物)

第3条の2 条例第6条の2の規則で定める一般廃棄物は、次のとおりとする。

- (1) 空き缶(飲食用のものに限る。)
- (2) 空き瓶(飲食用のものに限る。)
- (3) 古紙(新聞、雑誌類、ダンボール及び雑古紙)
- (4) 古繊維
- (5) その他町長が必要と認める一般廃棄物

(多量の一般廃棄物の運搬の指示)

第4条 町長は、常時1日平均10キログラム以上又は一時に100キログラム以上の一般廃棄物を生ずる占有者等に対し、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及び方法を指示することができる。

(一般廃棄物収集運搬業等の許可申請等)

第5条 法第7条第1項若しくは第6項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業(以下「一般廃棄物収集運搬業等」という。)の許可を受けようとする者又は浄化槽法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、許可申請書(第1号様式)を町長に提出しなければならない。

2 一般廃棄物収集運搬業等の許可を受けた者で、法第7条の2第1項の規定により事業範囲の変更の許可を受けようとするものは、一般廃棄物処理業変更許可申請書(第2号様式)を町長に提出しなければならない。

3 一般廃棄物収集運搬業等又は浄化槽清掃業の許可を受けた者(以下「許可業者」という。)は、住所その他廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第2条の6第1項に規定する事項又は環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号。以下「浄化槽規則」という。)第10条に定める申請書若しくは添付書類の記載事項を変更したときは、許可申請事項変更届(第3号様式)を町長に提出しなければならない。

(一般廃棄物収集運搬業等の許可基準)

第6条 一般廃棄物収集運搬業等の許可をする場合の基準は、法第7条第5項若しくは第10項又は浄化槽法第36条によるほか、次のとおりとする。

- (1) 申請者が町内に住所を有する者(法人にあっては、町内に事務所又は営業所を有する者)であること。
- (2) 申請者が自ら業務を実施する者であること。
- (3) 一般廃棄物収集運搬業等にあっては、申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第3条各号に掲げる事項を実施するために必要な人員、車両(格納できる車庫を有するものに限る。)、設備、器材及び財政的基礎を有し、かつ、業務を的確に遂行できる能力を有する者であること。
- (4) 浄化槽清掃業にあっては、申請者が浄化槽規則第3条各号に掲げる事項を実施するため必要な人員、車両(格納できる車庫を有するものに限る。)、設備、器材及び財政的基礎を有し、かつ、業務を的確に遂行できる能力を有する者であること。

(許可証の交付等)

第7条 町長は、許可業者に対し、許可証(第4号様式)を交付する。

- 2 許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 3 許可業者は、許可証を亡失し、き損し、又は汚損したときは、直ちにその旨を町長に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。
- 4 前項の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、許可証再交付申請書(第5号様式)を町長に提出しなければならない。

(事業の廃止及び休止)

第8条 許可業者は、その業務の全部若しくは一部を廃止し、又は休止したときは、廃止し、又は休止した日から一般廃棄物収集運搬業等にあっては10日以内、浄化槽清掃業にあっては30日以内に業務廃止(休止)届(第6号様式)を町長に提出しなければならない。

(許可の取消し等)

第9条 町長は、許可業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 法、浄化槽法又は条例の規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (3) 法第7条第5項若しくは第10項若しくは浄化槽法第36条又は第6条に規定する基準に該当しなくなったとき。
- (4) 正当な理由がなく1月以上業務の全部又は一部を休止したとき。

2 町長は、前項の規定により許可を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、許可取消書(第7号様式)又は業務停止命令書(第8号様式)により行うものとする。

(許可証の返還)

第10条 許可業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに許可証を町長に返還しなければならない。

- (1) 許可証の有効期間が満了したとき。
- (2) 許可を取り消されたとき。

(3) 一般廃棄物収集運搬業等又は浄化槽清掃業を廃止したとき。

2 許可業者は、前条第1項の規定により業務の全部の停止を命ぜられた場合又は第8条の規定により業務の全部を休止した場合は、許可証を一時町長に返還しなければならない。

(実績報告書の提出)

第11条 許可業者は、一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分又は浄化槽の清掃に関する前月の実績を、毎月10日までに業務実績報告書(第9号様式)により町長に報告しなければならない。

(縦覧の告示事項)

第11条の2 条例第8条の3の規定による告示は、次の事項について行うものとする。

- (1) 縦覧の場所
- (2) 縦覧の期間及び時間
- (3) 意見書の提出先及び提出期限
- (4) 対象施設の名称、種類及び設置場所
- (5) 対象施設において処理する一般廃棄物の種類
- (6) 対象施設的能力(対象施設が一般廃棄物の最終処分場である場合には、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
- (7) その他町長が必要と認める事項

(縦覧者の遵守事項)

第11条の3 条例第8条の3の規定により縦覧しようとする者は、職員の指示に従うとともに、縦覧に供された書類を汚損し、若しくは破損し、又は他人に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

2 町長は、前項の規定に違反した者の縦覧を停止し、又は禁止することができる。

(意見書の記載事項)

第11条の4 条例第8条の4に規定する意見書には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- (2) 対象施設の名称
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

(手数料の認定の方法)

第12条 条例第9条第2項の規定による一般廃棄物等処理手数料(以下「手数料」という。)の基礎となる数量及び人員の認定方法は、次のとおりとする。

- (1) 条例別表第1のし尿の項中定額料金(以下「定額料金」という。)の世帯の人員については、住民基本台帳法に基づく住民票に記載されている構成人員による。ただし、これによることが適当でない場合は、町長の認定するところによる。
- (2) 定額料金の人員に月の15日以前に異動を生じた場合、その月の手数料は異動後の人員により徴収するものとし、月の16日以後に異動を生じた場合、その月の手数料は異動前の人員により徴収するものとする。この場合において、「異動を生じた場合」とは、異動の届出をしたときをいう。
- (3) 定額料金の世帯で処理の開始が月の15日以前であるとき又は処理の中止若しくは廃止が月の16日以後であるときで当該月において収集した場合は、その月の手数料は徴収するものとし、処理の開始が月の16日以後であるとき又は処理の中止若しくは廃止が月の15日以前であるときは、その月の手数料は徴収しないものとする。

- (4) 条例別表第1のし尿の項中「従量料金」とは、便所が設けられている建物の居住者以外の者が多数当該便所を使用する場合で、使用人員に比べて収集量が著しく多い場合及び人員によることが適当でないと町長が認める場合とする。
- (5) 条例別表第1の「粗大ごみ」とは、耐久消費財等の大型の固形廃棄物で町長が別に定めるものをいう。
- (6) 条例別表第1の「自動車(原動機付自転車を含む。)用タイヤ及びバッテリー」とは、町長が別に定めるものをいう。
- (7) 条例別表第1前記以外の一般廃棄物の項中「前号算定基準によることが著しく実情にそわな」と町長が認めるとき。」とは、1立方メートルの重さが200キログラム以下で重さによることが適当でない場合をいう。

(手数料の徴収方法)

第13条 し尿の処理手数料は、納入通知書又は納付金口座振替納付書により徴収し、当該納期限は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 第1期(2月及び3月分) 4月末
- (2) 第2期(4月及び5月分) 6月末
- (3) 第3期(6月及び7月分) 8月末
- (4) 第4期(8月及び9月分) 10月末
- (5) 第5期(10月及び11月分) 12月末
- (6) 第6期(12月及び1月分) 2月末

2 浄化槽の清掃に係る汚泥及び汚水の処理手数料は、納入通知書又は納付金口座振替納付書により徴収し、当該納期限は、浄化槽の清掃又は汚水の処理を実施した日の属する月の翌月又は翌々月の末日とする。

3 前2項に定めるもの以外の一般廃棄物の処理手数料は、次の各号に掲げるいずれかの方法により徴収する。

- (1) 常時排出するものについては、2月ごとに納入通知書による方法
- (2) 一時に排出するものについては、その都度徴収の方法
- (3) 町長が特に他の徴収方法によることが適当であると認めるときは、その方法

4 前項に規定する手数料を納入通知書の方法により徴収する場合の当該納期限は、次のとおりとする。

- (1) 2月ごとに徴収する場合は、一般廃棄物を処理した日の属する月の翌月又は翌々月の末日とする。
- (2) その都度徴収する場合は、納入通知書を発行した日

5 条例第10条に規定する許可申請手数料等は、納入通知書により徴収し、当該納期限については、納入通知書を発行した日から14日以内とする。

6 町長は、特別な事情がある場合において、前各項の納期限によりがたいと認めるときは、前各項の規定にかかわらず、別に納期限を定めることができる。

(手数料の減免申請)

第14条 条例第9条第4項の規定により手数料の減免を受けようとする者(生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活扶助を受けている者は除く。)は、一般廃棄物処理手数料減免申請

書(第10号様式)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の申請に対し手数料の減免を決定したときは、一般廃棄物処理手数料減免決定通知書(第11号様式)により申請者に通知するものとする。

(審議会の委員)

第15条 条例第11条第2項に規定する愛川町廃棄物対策審議会(以下「審議会」という。)の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 関係団体等の代表者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他町長が必要と認める者

(審議会の会長等)

第16条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(審議会の会議)

第17条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(審議会の庶務)

第18条 審議会の庶務は、環境事務主管課において処理する。

(委任)

第19条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年3月30日規則第4号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成8年9月30日規則第12号)

この規則は、平成8年10月1日から施行する。

附 則(平成10年3月25日規則第12号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年6月30日規則第22号)

この規則は、平成11年8月1日から施行する。

附 則(平成13年3月30日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の愛川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の規定及び第2条の規定による改正後の愛川町介護保険条例施行規則の規定は、平成13年1月6日から適用する。

附 則(平成15年12月19日規則第19号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に改正前の愛川町環境審議会規則、愛川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則及び愛川町ホテル等建築の適正化に関する条例施行規則の規定により当該審議会委員として委嘱されている委員の任期については、改正後の愛川町環境審議会規則、愛川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則及び愛川町ホテル等建築の適正化に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当該審議会委員として委嘱されている当該任期が満了するまでの間は、なお従前の例による。

附 則(平成17年3月4日規則第1号)

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則(平成17年3月30日規則第12号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年9月25日規則第40号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成20年3月28日規則第3号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

第1号様式(その1)(第5条関係)

(一般廃棄物処理業用)

許 可 申 請 書

年 月 日

愛川町長 殿

住 所

申請者

氏 名



〔法人にあっては、主たる事務所
の所在地、名称、代表者の氏名〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条（第1項・第6項）の規定により一般廃棄物処理業の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

営業所の所在地及び名称	
営 業 の 種 類	
取扱廃棄物の種類	
収集、運搬及び処分の別	
営 業 の 地 域	
車両、船舶、器材の種類及び数量	
従 業 員 の 数	
自己処分地の有無及び所在地(処理施設)	
処 理 料 金	

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 履歴書(法人にあっては役員の名簿及び履歴書)
- 3 住民票の写し(法人にあっては定款又は寄附行為及び登記事項証明書)
- 4 申請者の印鑑証明(法人にあっては代表者の印鑑証明)
- 5 従業員名簿
- 6 事業の用に供する処理施設、車庫、保管場所、種換場、その他処理施設の構造仕様書及び設計図、附近の見取図等
- 7 その他町長が必要と認める書類

第1号様式(その2)(第5条関係)

(浄化槽清掃業用)

許 可 申 請 書

年 月 日

愛川町長 殿

住 所

申請者

氏 名

㊞

〔 法人にあっては、主たる事務所
の所在地、名称、代表者の氏名 〕

浄化槽法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

営業所の所在地及び名称	
事業の用に供する施設の概要	
従業員の数	

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 履歴書(法人にあっては役員の名簿及び履歴書)
- 3 住民票の写し(法人にあっては定款又は寄附行為及び登記事項証明書)
- 4 申請者の印鑑証明(法人にあっては代表者の印鑑証明)
- 5 従業員名簿
- 6 事業の用に供する施設の構造仕様書及び附近の見取図
- 7 申請者が浄化槽法第36条第2号イからニまで及びへからチまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類
- 8 申請者が浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能及び相当の経験を有している旨を記載した書類
- 9 その他町長が必要と認める書類

第2号様式(第5条関係)

一般廃棄物処理業変更許可申請書

年 月 日

愛川町長 殿

住 所
申請者
氏 名 ㊞

〔法人にあつては、主たる事務所
の所在地、名称、代表者の氏名〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項の規定により一般廃棄物処理業の
事業範囲の変更許可を受けたいので、次のとおり申請します。

許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 号
変更内容	事 項	
	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 理 由		
変更予定年月日		年 月 日
添 付 書 類		1 許可証 2 申請書の添付書類に記載した事項を変更したときは、その書類

第3号様式(第5条関係)

許 可 申 請 事 項 変 更 届

年 月 日

愛川町長 殿

住 所
申請者
氏 名 ⑩

〔法人にあつては、主たる事務所
の所在地、名称、代表者の氏名〕

次のとおり届け出ます。

許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 号
変更内容	事 項	
	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 理 由		
変更予定年月日		年 月 日
添 付 書 類		1 許可証 2 申請書の添付書類に記載した事項を変更したときは、その書類

第4号様式(その1)(第7条関係)

(表)

(一般廃棄物処理業用)

許 可 証

年 月 日

愛川町長 殿

住 所

氏 名

年 月 日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条（第1項・第6項）の規定により、次のとおり許可する。

営業所の所在地及び名称	
取扱廃棄物の種類	
収集、運搬及び処分の別	
営 業 の 区 域	
処 理 料 金	
営 業 許 可 期 間	
条 件	

年 月 日

愛川町長



(裏)

事業 範囲 の 変 更 記 録	申 請 年月日	許 可 年月日	事 項	内 容	許 可 印

住 所 ・ 氏 名 ・ 代 表 者 営 業 所 等 の 変 更	年 月 日	事 項	変 更 後 の 内 容

第4号様式(その2)(第7条関係)

(表)

(浄化槽清掃業用)

許 可 証

年 月 日

愛川町長 殿

住 所

氏 名

年 月 日に申請のあった浄化槽清掃業については、浄化槽法第35条第1項の規定により、次のとおり許可する。

営業所の所在地及び名称	
営 業 許 可 期 間	
条 件	

年 月 日

愛川町長



住所、氏名、代表者営業所等の変更	年 月 日	事 項	変 更 後 の 内 容

第5号様式(第7条関係)

許可証再交付申請書

年 月 日

愛川町長 殿

住 所
申請者
氏 名 ⑩

〔法人にあつては、主たる事務所〕
の所在地、名称、代表者の氏名

許可証を亡失（き損、汚損）したので、愛川町廃棄物の処理及び清掃に関する法律条例施行規則第7条第4項の規定により、次のとおり許可証の再交付を申請します。

許可年月日	年 月 日
許可番号	第 号
再交付の理由	

添付書類

き損し、又は汚損した場合には、き損し、又は汚損した許可証

第6号様式(第8条関係)

業 務 廃 止 (休 止) 届

年 月 日

愛川町長 殿

住 所

氏 名

㊞

〔法人にあつては、主たる事務所〕
〔の所在地、名称、代表者の氏名〕

年 月 日第 号で許可を受けた

を廃止(休止)したので、愛川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則
第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 の 区 分	☐ 業務の廃止 ☐ 業務の一部廃止 ☐ 業務の全部休止 ☐ 業務の一部休止
廃止(休止)した ※ 取扱廃棄物の種類	
※ 収集、運搬及び 処分の別	
※ 営 業 の 区 域	
廃止(休止)年月日	年 月 日
廃止(休止)した 理由	
そ の 他	
添 付 書 類	許 可 証

(注) ※印欄は、一般廃棄物処理業のみ記入すること

第7号様式(第9条関係)

許 可 取 消 書

年 月 日

愛川町長 殿

住 所

氏 名

年 月 日第 号で許可した

については、

の規定により、次のとおり許可を取

り消す。

取 消 事 項	
取 消 理 由	

年 月 日

愛川町長



第8号様式(第9条関係)

業 務 停 止 命 令 書

住 所

氏 名

年 月 日第 号で許可した
 については、 の規定により、次のとおりの停
 止を命ずる。

停止を命ずる事項	
停 止 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
停止を命ずる理由	

年 月 日

愛川町長



業 務 実 績 報 告 書

年 月 日

愛川町長 殿

住 所

氏 名



法人にあっては、主たる事務所
の所在地、名称、代表者の氏名

年 月の業務実績を愛川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第
11条の規定により、次のとおり報告します。

取扱廃棄物の 種 類				実働延人員				
契約事業所数				稼働延車両				
収集運搬車両 及び船舶の 保有台数	種 別	積 載 量	台 数	仕 様	備 考			
廃棄物の種類	収 集 運 搬 量	処 分 量						備 考
		自 己 施 設			愛川町 の 施 設 その他			
		焼 却	埋 立	その他	焼 却	埋 立	その他	

(浄化槽清掃業用)

業 務 実 績 報 告 書

年 月 日

愛川町長 殿

住 所

氏 名



法人にあっては、主たる事務所
の所在地、名称、代表者の氏名

年 月の業務実績を愛川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第
11条の規定により、次のとおり報告します。

清掃した浄化槽の数	基
愛川町施設搬入量	k l

月 日	住 所	氏 名	形 式	汚 泥 収 集 量	備 考

第10号様式(第14条関係)

一般廃棄物処理手数料減免申請書

年 月 日

愛川町長 殿

住 所

氏 名

印

愛川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第14条第1項の規定により、次のとおり一般廃棄物処理手数料の減免を受けたいので申請します。

一般廃棄物の種類	
減免申請の理由	
期 間	
減 免 の 金 額	

添付書類

減免申請の理由を示す書類

第11号様式(第14条関係)

一般廃棄物処理手数料減免決定通知書

年 月 日

住 所

氏 名

年 月 日付けで申請のあった一般廃棄物処理手数料の減免について、次のとおり決定したので愛川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第14条第2項の規定により、通知します。

一般廃棄物の種類	
年 度	
期 間	
減 免 前 の 金 額	
減 免 後 の 金 額	

年 月 日

愛川町長





愛 川 町

愛川町一般廃棄物処理業許可申請の手引き

令和2年4月

発 行	愛川町環境経済部環境課
住 所	神奈川県愛甲郡愛川町角田251番地1
電 話	046-285-6947
FAX	046-286-5021
e-mail	kankyo@town.aikawa.kanagawa.jp